

- 伐採届提出のお願いについて -

森林法（第10条の8）の規定により民有林について立木を伐採する森林所有者等は「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市町村長へ提出しなければならないとされています。

健全で豊かな森林を作る事ができるよう、役場に届け出用紙がありますので提出をお願いいたします。

無届伐採を発見した場合は、直ちに伐採行為を中止して頂き、必要な指導処置をさせていただきますのでご承知下さい。

仮に上松町長へ届出をせず、悪質な場合は警察等関係機関への連絡を行う可能性もあります。また、違反が認められた場合は30万円以下の罰金に処する事になっています。

伐採届は上松町役場産業観光課農林係又は“上松町ホームページ”内にも様式がありますのでご利用下さい。

届出義務者 森林所有者（自分で伐採する場合、または請負による伐採の場合）
伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けて伐採する時は買い受けた人（森林所有者と連名での届出になります。）

届出時期 伐採を始める90日から30日前までに届出

1haを超える林地を開発する場合は林地開発許可制度に従い長野県においては長野県知事の許可が必要になります。

ヒノキ、サワラ、スギ、カラマツなどの単層林を伐採する場合は原則伐採届けが必要になります。針葉樹は1本の伐採から伐採届けが必要になります。ただし、アカマツ、クヌギ、ナラ等の天然更新可能地は伐採届けの届出は必要ありません。

詳しい事については、伐採前に役場産業観光課農林係（52-2001 内線54）までお問合せ下さい。